

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第1部門第2区分

【発行日】平成29年11月2日(2017.11.2)

【公表番号】特表2016-538890(P2016-538890A)

【公表日】平成28年12月15日(2016.12.15)

【年通号数】公開・登録公報2016-068

【出願番号】特願2016-516594(P2016-516594)

【国際特許分類】

A 4 4 B	19/32	(2006.01)
A 4 4 B	19/34	(2006.01)
A 4 4 B	18/00	(2006.01)
A 4 1 D	13/00	(2006.01)
A 6 2 B	17/00	(2006.01)

【F I】

A 4 4 B	19/32	
A 4 4 B	19/34	
A 4 4 B	18/00	
A 4 1 D	13/00	1 0 5
A 6 2 B	17/00	

【手続補正書】

【提出日】平成29年9月19日(2017.9.19)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

衣服と共に使用するためのファスナーアセンブリであって、第1ファスナーテープと第2ファスナーテープとを有するファスナーを含み、各ファスナーテープが内側面および外側面、ならびに第1エッジおよび第2エッジを有し、前記第1エッジ上に協働ファスナーメッシュの列が取り付けられ、

前記第1および第2ファスナーテープの各々の前記第2エッジがその協働ファスナーメッシュの列に平行に折り曲げられ、その結果、前記ファスナーが閉じられかつ前記第1および第2ファスナーテープからのファスナーメッシュの噛合領域が形成されるとき、

i ) 前記第1および第2ファスナーテープの各々の前記第2エッジが重複し、

i i ) 前記第1ファスナーテープの前記第2エッジがファスニングメッシュの前記噛合領域を完全に覆い、

i i i ) 前記第1ファスナーテープの前記第2エッジの、前記第2ファスナーテープの前記第2エッジによる重複部分がファスニングメッシュの前記噛合領域を越えて延在する、ファスナーアセンブリ。

【請求項2】

防護衣料用布帛と、防護衣料用布帛の第1および第2領域をつなぐためのファスナーアセンブリとを含む衣服であって、

a ) 前記ファスナーアセンブリが第1ファスナーテープと第2ファスナーテープとを有するファスナーを含み、各ファスナーテープが内側面および外側面、ならびに第1エッジおよび第2エッジを有し、前記第1エッジ上に協働ファスナーメッシュの列が取り付けられ、

前記第1および第2ファスナーテープの各々の前記第2エッジがその協働ファスナーメッシュ

の列に平行に折り曲げられ、その結果、前記ファスナーが閉じられかつ前記第1および第2ファスナーテープからのファスナー務歯の噛合領域が形成されるとき、前記第1および第2ファスナーテープの各々の前記第2エッジが重複し、前記第1ファスナーテープの前記第2エッジがファスニング務歯の前記噛合領域を完全に覆い、前記第1ファスナーテープの前記第2エッジの、前記第2ファスナーテープの前記第2エッジによる重複部分がファスニング務歯の前記噛合領域を越えて延在し、

b ) 前記衣服が、前記ファスナーアセンブリを防護衣料用布帛の前記第1領域へ前記第1ファスナーテープの前記第1および第2エッジを通って取り付ける第1縫い目と、前記ファスナーアセンブリを防護衣料用布帛の前記第2領域へ前記第2ファスナーテープの前記第1および第2エッジを通って取り付ける第2縫い目とを有し、

但し前記第1縫い目は前記第2ファスナーテープを通って縫わず、前記第2縫い目は前記第1ファスナーテープを通って縫わない、衣服。

### 【請求項3】

防護衣料用布帛と、防護衣料用布帛の第1および第2領域をつなぐためのファスナーアセンブリとを含む衣服であって、

a ) 前記ファスナーアセンブリが第1ファスナーテープと第2ファスナーテープとを有するファスナーを含み、各ファスナーテープが内側面および外側面、ならびに第1エッジおよび第2エッジを有し、前記第1エッジ上に協働ファスナー務歯の列が取り付けられ、前記第1および第2ファスナーテープの各々の前記第2エッジがその協働ファスナー務歯の列に平行に折り曲げられ、その結果、前記ファスナーが閉じられかつ前記第1および第2ファスナーテープからのファスナー務歯の噛合領域が形成されるとき、前記第1および第2ファスナーテープの各々の前記第2エッジが重複し、前記第1ファスナーテープの前記第2エッジがファスニング務歯の前記噛合領域を完全に覆い、前記第1ファスナーテープの前記第2エッジの、前記第2ファスナーテープの前記第2エッジによる重複部分がファスニング務歯の前記噛合領域を越えて延在し、

b ) 前記衣服が、前記ファスナーアセンブリを防護衣料用布帛の前記第1領域へ前記第1ファスナーテープの前記第1エッジを通って取り付ける第1縫い目と、前記ファスナーアセンブリを防護衣料用布帛の前記第2領域へ前記第2ファスナーテープの前記第1エッジを通って取り付ける第2縫い目とを有し、

但し前記第1縫い目は前記第2ファスナーテープを通って縫わず、前記第2縫い目は前記第1ファスナーテープを通って縫わない、衣服。

### 【手続補正2】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0029

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0029】

### 実施例4

実施例1～3が繰り返されるが、ファスナーアセンブリは、図2Bに示されるとおり、前述の内部フラップ特徴部41を有して構成される。実施例2および3におけるとおり、衣服はファスナーアセンブリを通じた液体／粒子の進入を示さない。

次に、本発明の態様を示す。

1. 衣服と共に使用するためのファスナーアセンブリであって、第1ファスナーテープと第2ファスナーテープとを有するファスナーを含み、各ファスナーテープが内側面および外側面、ならびに第1エッジおよび第2エッジを有し、前記第1エッジ上に協働ファスナー務歯の列が取り付けられ、

前記第1および第2ファスナーテープの各々の前記第2エッジがその協働ファスナー務歯の列に平行に折り曲げられ、その結果、前記ファスナーが閉じられかつ前記第1および第2ファスナーテープからのファスナー務歯の噛合領域が形成されるとき、

i ) 前記第1および第2ファスナーテープの各々の前記第2エッジが重複し、

i i ) 前記第1ファスナーテープの前記第2エッジがファスニング務歯の前記噛合領域を完全に覆い、

i i i ) 前記第1ファスナーテープの前記第2エッジの、前記第2ファスナーテープの前記第2エッジによる重複部分がファスニング務歯の前記噛合領域を越えて延在する、ファスナーアセンブリ。

2. 前記第1ファスナーテープの前記第2エッジ上に内部フラップを形成する逆の折り目をさらに含み、その結果、前記ファスナーが閉じられるとき、前記内部フラップの前記折り目が前記第2ファスナーテープの下にその第1エッジとその第2エッジとの間に嵌り込む、上記1に記載のファスナーアセンブリ。

3. 前記ファスナーはスライドファスナーであり、前記第1および第2ファスナーテープはストリングテープであり、前記ファスナー務歯は前記ストリングテープ上に取り付けられた協働スライドファスナー務歯であり、前記スライドファスナーは、前記スライドファスナーを開くおよび閉じるために前記ストリングテープ上の前記ファスナー務歯と協働するスライダをさらに含む、上記1または2に記載のファスナーアセンブリ。

4. 前記ファスナーがフックアンドループファスナー務歯を有するフックアンドループファスナーである、上記1または2に記載のファスナーアセンブリ。

5. 防護衣料用布帛と、防護衣料用布帛の第1および第2領域をつなぐためのファスナーアセンブリとを含む衣服であって、

a) 前記ファスナーアセンブリが第1ファスナーテープと第2ファスナーテープとを有するファスナーを含み、各ファスナーテープが内側面および外側面、ならびに第1エッジおよび第2エッジを有し、前記第1エッジ上に協働ファスナー務歯の列が取り付けられ、前記第1および第2ファスナーテープの各々の前記第2エッジがその協働ファスナー務歯の列に平行に折り曲げられ、その結果、前記ファスナーが閉じられかつ前記第1および第2ファスナーテープからのファスナー務歯の噛合領域が形成されるとき、前記第1および第2ファスナーテープの各々の前記第2エッジが重複し、前記第1ファスナーテープの前記第2エッジがファスニング務歯の前記噛合領域を完全に覆い、前記第1ファスナーテープの前記第2エッジの、前記第2ファスナーテープの前記第2エッジによる重複部分がファスニング務歯の前記噛合領域を越えて延在し、

b) 前記衣服が、前記ファスナーアセンブリを防護衣料用布帛の前記第1領域へ前記第1ファスナーテープの前記第1および第2エッジを通って取り付ける第1縫い目と、前記ファスナーアセンブリを防護衣料用布帛の前記第2領域へ前記第2ファスナーテープの前記第1および第2エッジを通って取り付ける第2縫い目とを有し、

但し前記第1縫い目は前記第2ファスナーテープを通って縫わず、前記第2縫い目は前記第1ファスナーテープを通って縫わない、衣服。

6. 前記第1ファスナーテープが防護衣料の第1領域へ、前記第1縫い目を覆う封止テープでさらに取り付けられ、前記第2ファスナーテープが防護衣料の第2領域へ、前記第2縫い目を覆う封止テープでさらに取り付けられる、上記5に記載の衣服。

7. 前記ファスナーアセンブリが前記第1ファスナーテープの前記第2エッジ上に内部フラップを形成する逆の折り目をさらに含み、その結果、前記ファスナーが閉じられるとき、前記内部フラップの前記折り目が前記第2ファスナーテープの下にその第1エッジとその第2エッジとの間に嵌り込む、上記5に記載の衣服。

8. 前記ファスナーはスライドファスナーであり、前記第1および第2ファスナーテープはストリングテープであり、前記ファスナー務歯は前記ストリングテープ上に取り付けられた協働スライドファスナー務歯であり、前記スライドファスナーは、前記スライドファスナーを開くおよび閉じるために前記ストリングテープ上の前記ファスナー務歯と協働するスライダをさらに含む、上記5～7のいずれか一項に記載の衣服。

9. 前記ファスナーがフックアンドループファスナー務歯を有するフックアンドループファスナーである、上記5～7のいずれか一項に記載の衣服。

10. 防護衣料用布帛と、防護衣料用布帛の第1および第2領域をつなぐためのファスナーアセンブリとを含む衣服であって、

a ) 前記ファスナーアセンブリが第1ファスナーテープと第2ファスナーテープとを有するファスナーを含み、各ファスナーテープが内側面および外側面、ならびに第1エッジおよび第2エッジを有し、前記第1エッジ上に協働ファスナー務歯の列が取り付けられ、前記第1および第2ファスナーテープの各々の前記第2エッジがその協働ファスナー務歯の列に平行に折り曲げられ、その結果、前記ファスナーが閉じられかつ前記第1および第2ファスナーテープからのファスナー務歯の噛合領域が形成されるとき、前記第1および第2ファスナーテープの各々の前記第2エッジが重複し、前記第1ファスナーテープの前記第2エッジがファスニング務歯の前記噛合領域を完全に覆い、前記第1ファスナーテープの前記第2エッジの、前記第2ファスナーテープの前記第2エッジによる重複部分がファスニング務歯の前記噛合領域を越えて延在し、

b ) 前記衣服が、前記ファスナーアセンブリを防護衣料用布帛の前記第1領域へ前記第1ファスナーテープの前記第1エッジを通って取り付ける第1縫い目と、前記ファスナーアセンブリを防護衣料用布帛の前記第2領域へ前記第2ファスナーテープの前記第1エッジを通って取り付ける第2縫い目とを有し、

但し前記第1縫い目は前記第2ファスナーテープを通って縫わず、前記第2縫い目は前記第1ファスナーテープを通って縫わない、衣服。

1 1 . 前記ファスナーアセンブリが前記第1ファスナーテープの前記第2エッジ上に内部フラップを形成する逆の折り目をさらに含み、その結果、前記ファスナーが閉じられるとき、前記内部フラップの前記折り目が前記第2ファスナーテープの下にその第1エッジとその第2エッジとの間に嵌り込む、上記10に記載の衣服。

1 2 . 前記ファスナーはスライドファスナーであり、前記第1および第2ファスナーテープはストリンガーテープであり、前記ファスナー務歯は前記ストリンガーテープ上に取り付けられた協働スライドファスナー務歯であり、前記スライドファスナーは、前記スライドファスナーを開くおよび閉じるために前記ストリンガーテープ上の前記ファスナー務歯と協働するスライダをさらに含む、上記10または11に記載の衣服。

1 3 . 前記ファスナーがフックアンドループファスナー務歯を有するフックアンドループファスナーである、上記10または11に記載の衣服。